

## 日本政府による緊急事態宣言発令に係る当社の対応 について

今般、日本政府が新型コロナウイルス特措法に基づき4月7日に緊急事態宣言を発令したこと受け、4月8日より当分の間は当社赤坂本社に勤務する全社員を対象として原則在宅勤務とすることといたしました。

また、4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたことを受け、4月20日より当分の間は当社新潟営業所に勤務する全社員を対象として原則在宅勤務（事業継続を通じて社会的責任を果たすため、出社が必要な業務に限り、感染防止対策を十分講じた上で、最小限の人員が出社しております）とすることといたしましたので、お知らせいたします。

在宅勤務期間中も通常どおりの業務を継続しておりますので、当社に関する各種お問い合わせは、当社Webサイトお問い合わせフォーム(<https://www.inpex-bs.co.jp/contact/>)または各担当部署へ直接ご連絡ください。

今後もお知らせすべき事象が発生した場合には、速やかに当社Webサイトを通じてお知らせいたします。

以上